

第51回鳴門市人権文化祭記念講演会における片岡明幸氏（講演者：部落解放同盟中央執行副委員長）への質問及び回答について

Q1 インターネットの同和問題で裁判が行われていることをはじめて知りました。今後このようなインターネットを通じた差別にもアンテナをはろうと思います。この投稿はどうだろうか・・・というものに気づいた時どこに相談すればよいのでしょうか？

A1 インターネットの差別情報の削除ですが、ふたつ方法があります。ひとつは、昨年やっとできた※「情報流通プラットホーム対処法」にもとづいた削除要請です。ただしこれは、この4月からスタートするものですから、もう少し先になります。もうひとつは、県の男女参画・人権課と徳島法務局に削除してくれと要請する方法です。必ず削除されるということにはなりません、当面はこの二つの方法でやるしか方法がありません。

※「情報流通プラットホーム対処法」について説明した片岡氏の解説（解放新聞埼玉版より抜粋）

○情プラ法の要点

情プラ法は一口に言えば、削除の請求にかかわる手続きの迅速性と透明性の確保を事業者に義務付けた法改正といえるだろう。主な要点を紹介する。

① 削除申し出の窓口や手続きの整備・公表

一つは、削除申し出の窓口や手続きを整備して公表することを事業者に義務付けた点である。これまでSNSでひどい書き込みをされた者が、憤慨してPF事業者に削除を要請しても、そもそもどこに申し出ればよいのか、窓口がよく分からなかった。また手続きが煩雑で、削除の要請自体が難しいというのが実態だった。じっさい「違法・有害情報相談センター」に寄せられた2022年度の相談5745件のうち、「削除の方法を知りたい」という相談は7割ある。これに対して情プラ法は、PF事業者に、被害者から削除の要請を受け付ける窓口を設置し、削除要請の方法を公表しなければならないと義務付けた（改正法案22条）。

② 削除申し出に対する対応体制の整備

2点目は、PF事業者に、削除の申し出があったときは、権利が不当に侵害されているかどうかについて遅滞なく調査を行うことを義務付けた点である（改正法案23条）。これまで削除を申し出ても削除したのかしなかったのか、いつまでたっても返事がないという場合が多かったが、その改善を求めた。また、その際、権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者のうちから、侵害情報専門員を選任し、削除申し出への対応体制の整備を求めた（改正法案24条）。

③削除の申し出に対する判断と通知の義務化

3点目は、削除の申し出に対する判断と通知を義務化したことである。これまで削除の申出を行ったとしても、受けましたという返事がない場合が多く、きちんと申出が受け付けられたかどうか分からないという不満の声が多かった。今回の情プラ法では、削除申出を受けた日から7日以内に削除するかどうかを判断し、原則として削除した・しないといった結果等を申出者に通知しなければならないものとした（改正法案25条）。

④削除に関する基準の策定・公表を義務付け

4点目は、削除基準の策定と公表の義務化した点である。これまでPF事業者はどのような基準で削除するのか、削除基準そのものが不明確であった。そのため、削除されなかったものから、いったい何を基準にして削除したりしなかったりしているのか、はっきりさせてくれという不満が出ていた。今回、情プラ法は、PF事業者に削除基準を策定し、これを公表しなければならないことを義務付けた。また、基準の策定にあたっては、できる限り具体的に定めることや容易に理解することができる表現を用いていることなどを求めた（改正法案26条）。なお、基準の公表時期は総務省令で定める一定の期間前までとされている。

⑤措置の対象は大規模事業者

ただし、以上のような措置を義務付けられるのは、大規模PF事業者だけで、中小の事業者は対象から外されている。大規模事業については、今後、総務大臣が総務省令で一定の基準に基づいて指定するが、おそらく、X（旧ツイッター）、フェースブック、インスタグラム、ユーチューブ、チックトックなど大規模の事業者に限定されるものといわれている。これが5点目である。

⑥報告の義務化と罰則

6点目は、情プラ法の実効性を確保のため、大規模PF事業者に対する報告を義務付けた点である。また守らなかった事業者に対しては、勧告・命令という措置のほか、命令違反に対する罰則等が定められた。罰則では最大1億円の罰金の支払いが命じられる。